



平成 26 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 ノダ
代表者名 代表取締役社長 野田 章三
(コード番号 7879 東証2部)
問合せ先 取締役総務人事部長兼業務部長 奥園晴美
(TEL. 03-5687-6222)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 14 日の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本自己株式の処分の目的】

当社は、静岡県が推進する「ふじのくに森林・林業再生プロジェクト」に呼応し、昨年（平成 25 年）8 月には原木の安定取引に関する協定を関係団体と締結するなど、静岡県富士市の当社富士川事業所内において、主にヒノキやスギなど国産材※を原材料とした合板を生産する工場を新設すべく始動しております。

当社は主力の木質系建材製品（床材、ドア、クローゼット、階段等）を、主に静岡県内（静岡県静岡市、静岡県富士市）の自社工場で生産しておりますが、それらの原材料にはマレーシアやインドネシアなど東南アジアから調達している輸入合板を数多く使用しております。そのほか、宮城県石巻市にある連結子会社石巻合板工業株式会社で生産される国産針葉樹合板（年間約 21 万 m³）も建材製品の原材料として使用しておりますが、今後は新たに富士川事業所で生産される国産材合板（年間約 7 万 m³）が加わるため、輸入合板からの原材料の一部切り替えも検討しています。

なお、新設予定の合板工場は本年 11 月頃を目処に稼働を予定しており、現時点において 55 億円程度の設備投資額を見込んでおりますが、本件は静岡県が推進する上記プロジェクトに基づく補助金対象事業であり、本件設備投資額の半分程度が補助金で賄われるため、当該補助金を差し引いた残額である約 30 億円が実質的な負担となる見込みです。この負担部分については、今回実施する自己株式の処分による調達資金（約 9 億 33 百万円）のほか、取引先金融機関からの借入金や自己資金を充当する予定であります。

これにより、借入金の増加を抑制しつつ、かつ相当程度の手元流動性を維持しながら、当社グループの持続的成長に必要な上記設備投資を実施し、原材料の一部を輸入合板から国産材へシフトすることにより、円安など為替相場の変動による原材料コスト上昇の負担軽減をはかるなど収益力の一層の安定化をはかり、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

※日本では、国産の木材が余り使われておらず、手入れが行き届かないヒノキやスギなどの人工林が増加しています。CO₂の吸収や国土を災害から守る等の多くの機能をもつ元気な森林を育成するため、「植える」「育てる」「収穫する」「上手に使う」というサイクルを確立すべく、現在、林野庁をはじめ、自治体や各事業者において、国産材の利用を促進する様々な取組みが実施されております。なお、詳細は下記をご覧ください。

(林野庁HP) <http://www.rinya.maff.go.jp/j/kidukai/index.html>

(木材利用ポイント事務局HP) <http://mokusai-points.jp/>

(静岡県HP) <http://www2.pref.shizuoka.jp/all/kisha13.nsf/c3db48f94231df2e4925714700049a4e/214802be0cea13a849257bb3002b94a3?OpenDocument>

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,480,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年3月25日(火)から平成26年3月28日(金)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成26年4月1日(火)から平成26年4月4日(金)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長野田章三に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 220,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から220,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 野田章三に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 220,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 処 分 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お
決 定 方 法 け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 割 当 先 み ず ほ 証 券 株 式 有 限 公 司
- (4) 申 込 期 間 平 成 26 年 4 月 28 日 (月)
- (5) 払 込 期 日 平 成 26 年 4 月 30 日 (水)
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 野田章三に一任する。
- (9) 上記各号については、第三者割当による自己株式の処分の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から220,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、220,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年3月14日（金）の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式220,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成26年4月30日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年4月22日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われな場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式の推移

(1) 現在の自己株式数	2,243,063株	(平成26年3月14日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	1,480,000株	
(3) 一般募集後の自己株式数	763,063株	
(4) 本件第三者割当自己株式処分株式数	220,000株	(注)
(5) 第三者割当後の自己株式数	543,063株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対し、みずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式の処分による手取概算額合計上限9億33百万円については、全額を平成26年11月までに、前述のとおり当社富士川事業所内における合板工場の新設に要する設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容につきましては、平成26年3月14日現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成26年2月28日現在）以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出 会社	富士川事業所 (静岡県富士市)	合板事業	生産設備	5,500	1,417	自己資金、借入金、 補助金及び自己株式 処分資金	平成25年 9月	平成26年 11月	(注1)

(注)1 完成後の増加能力は年間72,000m³で、主に床材（フロア）など建材の原材料として利用する予定です。

2 上記の金額の消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

上記のとおり、本自己株式処分により調達した資金は、前述の合板工場建設資金の一部に充当する予定であります。なお、当該新工場は本年11月頃を目処に稼働を予定しており、設備投資により生じる減価償却費の負担増や、当該工場で生産される国産材合板を原材料とする床材（フロア）など主力の建材製品の販売開始が次期（平成27年11月期）以降となるため、平成26年1月15日に公表いたしました当期（平成26年11月期）の連結業績予想への影響はありません。

なお、公表済みの業績予想に関し、修正が必要であると判断した場合には、速やかに開示いたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら配当の安定性を確保するとともに、株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

(3) 内部留保資金の使途

財務基盤の充実強化並びに今後の事業展開に役立てていく考えであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年11月期	平成24年11月期	平成25年11月期
1株当たり連結当期純利益	74.51円	220.81円	135.59円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	5.00円 (2.50円)	7.50円 (3.75円)	10.00円 (5.00円)
実績連結配当性向	6.7%	3.4%	7.4%
自己資本連結当期純利益率	12.8%	30.4%	14.7%
連結純資産配当率	0.9%	1.0%	1.1%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年11月期	平成24年11月期	平成25年11月期	平成26年11月期
始 値	181 円	298 円	338 円	608 円
高 値	396 円	468 円	624 円	766 円
安 値	180 円	270 円	337 円	552 円
終 値	285 円	340 円	608 円	600 円
株価収益率	3.82 倍	1.54 倍	4.48 倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。
 2. 平成26年11月期の株価については、平成26年3月13日(木)現在で表示しております。
 3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である野田有一及び野田周子は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分、株式分割による新株式発行を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。